

令和3年度

お出かけ限定！飛騨市いきいきタクシー券 交付についてのご案内

○古川タクシー・宮川タクシー・宝タクシー・濃飛タクシー利用時の初乗り運賃に使える助成券 3,000 円分（初乗り運賃 600 円×5 枚綴）をお 1 人につき 1 部交付します。

○1 回の乗車につき 1 枚のみ利用可能です。既に交付されている「いきいき券」と併用できます。



○「飛騨市いきいきタクシー券」の利用期限は、令和 4 年 3 月 31 日(木)までとなります。

申請受付

令和 3 年 10 月 25 日(月) ~ 令和 4 年 3 月 31 日(木)

受付時間は下記申請場所の開館(営業)時間内

申請場所

ハートピア古川・河合振興事務所・宮川振興事務所・神岡振興事務所
打保郵便局・東茂住郵便局

対象者

「いきいき券」交付対象者に同じ

飛騨市に住所を有し、かつ居住しており、次の①～③のいずれかに該当する方

① 70 歳以上の方(昭和 27 年 4 月 1 日以前に生まれた方)

※令和 3 年度中に 70 歳になる方は誕生日前でも申請できます。

② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方

③ 介護保険認定を受けている方

※今年度、すでに「いきいき券」の交付を受けた方も対象になります。

☆申請に必要なもの☆

○対象者本人の生年月日がわかる証明書等

・運転免許証 ・健康保険証 ・介護保険証

・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 などのいずれか

※上記②③に該当する対象者の方は、手帳等を提示してください。

※代理の方でも申請できますが、対象者本人の証明書等と代理の方の証明書等が必要です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場の際は手指消毒、マスクの着用をお願いいたします。また、発熱や咳、倦怠感等の症状がある場合は、後日改めてお越しください。

問合せ先	飛騨市 市民福祉部 地域包括ケア課 高齢支援係	☎0577-73-6233
	河合振興事務所 地域振興課 総務市民福祉係	☎0577-65-2381
	宮川振興事務所 地域振興課 総務市民福祉係	☎0577-63-2311
	神岡振興事務所 市民振興課 市民福祉係	☎0578-82-2252